

# 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

令和 2 年 7 月 水戸市

## 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和 2 年 2 月 5 日付け国住指第 3643 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

## 2. 現状の分析等

### （1）審査に要する所要期間の把握・分析

・本市における建築基準法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項による建築確認の審査に要する平均所要期間（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月に確認済証を交付した建築物を対象）は下表のとおりである。

法区分	事前相談		確認申請から確認済証交付		合計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	15.0	12.0	18.0	15.0	33.0	27.0
第 4 号	—	—	11.3	9.0	11.3	9.0

※実審査日数:総日数から中断日数を除いた日数

### （2）審査に長期間を要している物件の把握・分析とその対応

- ・補正に長い期間を要した物件があること、また、大幅に補正された場合は、改めて審査を行うために一定期間を要したことが、超過した理由として考えられる。
- ・補正を求めた後に、一定期間を経過しても補正されない申請については、進捗状況を確認して、改めて補正を求める等の措置を検討する。
- ・設計図書等の補正等が必要な場合には、「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行っている。

### （3）確認審査の流れ

- ・本市における審査の流れは、別添【建築確認審査の流れ】のとおりとする。

#### (4) 確認審査の体制

- ・ 建築主事を含む複数の審査担当者が順次審査を実施する。

#### (5) 事前相談

- ・ 申請者等の要望に応じて、事前相談を実施するものとする。

#### (6) 審査担当者会議

- ・ 県内の特定行政庁及び指定確認検査機関を対象とした茨城県特定行政庁連絡協議会建築分科会等を活用し、建築確認審査業務の円滑化及び迅速化を図る。

#### (7) その他

- ・ 必要に応じて、審査担当者による会議を実施して、指摘事項の調整等を行うものとする。

### 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証の交付までの所要期間の平均値※について概ね35日以内を目指す。

※「不適合通知」または「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

### 4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組み方針を以下のよう定める。

#### (1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・ 確認図書の受付の時点で、以下の事項を確認する。
  - ①記載すべき事項が欠落していないこと
  - ②図書の整合性がとれていること
  - ③法適合上、大きな問題がないことを、チェックシート等により確認する。
- ・ 以下に該当する確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
  - ①記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
  - ②設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

## (2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・確認図書の受付後、審査担当者が意匠審査を行った上で、構造・設備審査を実施する。
- ・意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについての問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係る全ての指摘ではない旨を伝達する。
- ・特に適判物件については、積極的に構造計算適合性判定審査との並行審査を行うこととする。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行うものとする。
- ・補正等の書面の交付を行う場合にあつては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」による。
- ・補正等の書面の交付を行った物件のうち、期限を過ぎても補正が行われない物件については、確認審査の迅速化等を推進するために当該物件が長期間放置されないよう、再度、電話等により状況確認等を行う。
- ・指摘事項について、担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報を共有して、調整するものとする。

## (3) 審査体制の改善

- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

## (4) 消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・消防同意については、積極的に並行審査を行うこととし、確認審査において設計図書の補正等が生じた場合には、申請者等に消防同意図面についても補正内容を反映させるよう指示する等、水戸市消防本部と十分な調整や情報交換を行う。

## (5) 特定行政庁と指定確認検査機関などの建築関連団体との意見交換の実施

- ・茨城県特定行政庁連絡協議会などを通して、県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、設計者との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

## (6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取り組み方針を以下のとおり定める。

### (1) 物件毎の進捗管理

・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

### (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

・確認審査に係る苦情は建築指導課の窓口で受け付ける。あわせて、ホームページの活用を図るものとする。

### (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁内での調査体制の整備

・寄せられた苦情については、建築指導課において定期的に整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。

### (4) 審査員への指導等の取り組み方針

・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、確認審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させるものとする。

### (5) その他審査バラツキ是正のための取り組み

・日本建築行政会議や茨城県特定行政庁連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

## 6. その他

### (1) 設計者等との意見交換の実施

・必要に応じて、地元の建築関係団体との意見交換を行う場を設けるものとする。

【 建築確認審査の流れ 】

